

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります ④



マイナちゃん

平成27年10月から、12桁の個人番号を記載した「通知カード」が簡易書留で世帯ごとに送付されます。

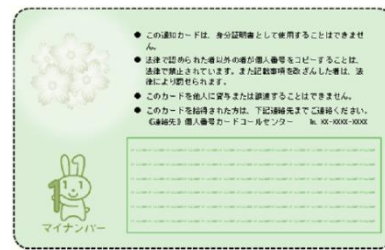
また、平成28年1月から、申請した方には「個人番号カード」（顔写真付きのICカード）が交付されます。

【通知カード】

通知カードは紙製のカードを予定しており、表面に個人番号・氏名・住所・生年月日・性別が記載されます。行政手続きや個人番号カードの申請に関し必要になりますので大切に保管してください。



【表面イメージ】



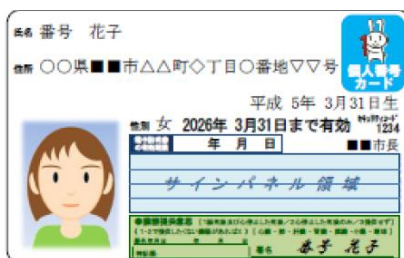
【裏面イメージ】

【個人番号カード】

個人番号カードは、表面に氏名・住所・生年月日・性別の他、顔写真及び有効期限が記載され、裏面に個人番号・氏名・生年月日が記載されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書をを用いて、各種電子申請にも使用できます。

詳細は、9月下旬の市報特集号などでお知らせする予定です。



【表面イメージ】



【裏面イメージ】

制度全般の問合せ

内閣府マイナンバー制度コールセンター

(平日の午前9時30分～午後5時30分)

☎0570 (20) 0178 (日本語対応)

☎0570 (20) 0291 (外国語対応)

[HP](#) 検索 政府広報オンライン マイナンバー

市の取り組みの問合せ

マイナンバーの通知、個人番号カードについて…市民課 ☎042 (346) 9805

制度・システム関連について…情報政策課 ☎042 (346) 9802